

ぶちエコやまぐちF I T非化石証書共同購入事業に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利用促進を図るため、次のとおりぶちエコやまぐちF I T非化石証書共同購入事業（以下「本事業」という。）に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、県内における再エネの利用促進を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

（1）甲は、本事業に関する広報等の支援。

（2）乙は、「ぶちエコやまぐちF I T非化石証書共同購入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める事業の実施。

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（仕様書の遵守）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に定める事項を実施するために必要となる経費は、乙がすべて負担するものとする。

（リスク等への対応）

第5条 乙は、本事業の実施に伴い発生するリスクに対して、リスクの極小化を図り、又はそのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴い、乙と購入希望者又は購入者との間のトラブルについては、乙が適切に対処し、解決しなければならない。

（損害賠償）

第6条 乙は、本事業の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により、甲、購入希望者又は購入者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（本協定の解除）

第7条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は、本協定の全部又は一部を解除することができる。

（1）本協定に違反したとき。

（2）本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

（3）前各号に規定するほか、甲又は乙が必要と認めるとき。

(本協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行い、双方同意の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。

2 本事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件で更に1年間継続することとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に乙の承認を得た場合においては、この限りでない。

(疑義等の処理)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議を行い、処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 山口県山口市滝町1-1

山口県
山口県知事 村岡 嗣政

乙 (住所)
(事業者・団体名)
(代表者職・氏名)